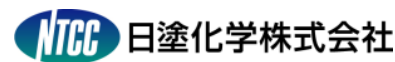


2024年3月吉日

お客様 各位



弊社SDSの内容改訂に関する件

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今回の労働安全衛生規則の改正で、SDSを用いて通知する化学物質の対象が234物質増加する事が決定しております。

弊社製品に関わるSDSの改訂を順次進めて参りますが、原材料供給事業者からのSDSによる正式な情報提供は2024年4月1日から開始となっており、弊社と致しましても適宜SDS改定及び情報更新に取り組んで参ります。

お客様におかれましては何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回の労働安全衛生規則の改正に伴う、弊社SDSの主な変更内容は下記の通りとなっておりますので、ご案内申し上げます。

今後とも弊社製品をご愛顧頂きます様、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

1. 労働安全衛生法通知234物質拡大に対するSDS第3項「組成及び成分情報」への反映
2. SDS第3項「組成及び成分情報」における含有量の幅の変更（10%から5%刻みに変更）
3. SDS第3項「組成及び成分情報」における特化則、有機則の該当物質は固定値を表記
4. SDS第8項「暴露防止及び保護措置」に、労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定めた67物質について濃度基準値を記載
5. SDS第15項「適用法令」に安衛則第594条の2第1項 皮膚等障害化学物質等に該当する法令名と化学物質名を記載

ご不明点がございましたらお問合せ下さいますようお願い申し上げます。

【問合せ先】 営業部 塗料営業グループ・樹脂営業グループ・接着剤営業グループ

関東営業所 03-5440-7051

関西営業所 06-6266-3180

九州営業所 093-884-1800

西日本営業所 092-938-6645

以上